

【注意喚起】原産地証明書における原産国の虚偽申請について

この度、当所が発行した原産地証明書において、下記のとおり原産国の虚偽申請の事実が判明しましたので、お知らせいたします。

申請者の皆様におかれましては、改めてホームページ等に記載の「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規定」および作成要領の内容をご確認のうえ、真実かつ正確なものをご申請くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 概要

- 荷受人と思われる海外関係者から、外国産品について日本産の証明書が発行されているとの通報があった。申請者に原産性確認の照会をしたところ、原産国を過失により虚偽申請していた事実が判明した。
- 当所では商工会議所貿易関係証明罰則規定に基づき、申請者を発給停止処分にいたしました。

2. 申請にあたっての基本原則（「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規定」一部抜粋）

- 原産国の認定は、関税法施行令ほか別表の原産地の認定基準に準じて行うものとする。
 - 原産地証明書およびその典拠書類の記載内容は、真実かつ正確なものとし、必要事項を充足するとともに、できるだけ要約して記載すること。ただし、要約時には容易に理解され、疑義の生じないようにすること。
 - 申請者は、申請書類の内容について事前に十分チェックし、正しい内容のものを発給者に提出しなければならない。
 - 申請者は、発給者に断りなく、発給者が交付した原産地証明書を訂正してはならない。
 - 原産地証明書によって第三者に損害等が生じた場合には、申請者および代行業者は、一切の責任をもってその解決に当たり、発給者の名誉を回復するとともに、発給者が被った一切の損害および費用等に対して賠償の責めを負う。
 - 発給者は以下に該当する者に対し、申請者の登録を抹消し、原産地証明書の発給を一時停止し、または法的機関に提訴し、その他これに類する措置を講ずることができる。
 - ・虚偽の申請をした者
 - ・署名を偽った者
 - ・原産地証明書に逸脱した文詞、誓約文等を記載した者
 - ・申請書類の内容についてチェックを怠り、正しい内容を記載しなかった者 等
- この場合において、発給者および日商がその者の行為により損害を受けたときは、その賠償を請求することができるものとする。

「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規定」 http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/about/ab2/

「商工会議所貿易関係証明罰則規程」 http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/about/ab3/